

48
618

新年制變更論

●論旨の要領

一の一論は余か年來の持論なれば其件たる瑣末の餘事にして其説たる淺近の私見に過ぎずと雖も其旨意を天下に發表して世間の賛成を得んことを望むや久し今や日清交戦の結果我帝國漸く面目を一新せんとす此機に乘し余自ら其論を提け來り拙劣を顧みず進て朝野賢明の諸彦に問ふ所あらんとす四方の新聞若くは雜誌にして其全文を轉載し或は其一部分を抜記し以て世間に紹介せらるゝの榮を賜は、何んの大幸か

之に比せん

著者 拜白

井上圓了述



現今我邦にて公に用ふる曆は太陽曆にして、之を新曆と云ふ、上下一般に新年の儀式祝賀は、其一月一日に行ふべき規定なるも、民間にては其制を用ひざるもの多く、又實際上今日の新年は、不便利の點多し、然れども今更太陽曆を廢して、舊曆即ち太陰曆を用ふるも、亦固より不可なり、是に於て余一種の便法を案出し、曆日は矢張太陽曆を用ひ、獨り新年の儀式を我國國民の最も祝すべき大佳節なる紀元節、即ち二月十一日に於て行ふべし、然る時は種々の不便を除き得るのみならず、亦大に國家の觀念上益する所あり、故に本年即ち明治廿八年の如き開國以來未曾有の大勝利を海外に博したる歳より從來の新年制を變更して紀元節に移し、以て後世の紀念とし、併せて日本の國粹を世界に顯揚する一助となさるべからず、今左に其理由を開陳すへし、

027338-000-6

特21-727

新年制變更論

井上 圓了/述

M28

ADJ-0092



●新曆の適不適

凡そ適するものは存し、適せざるものは滅するは、天地自然の通理なり、故に事物の永く存するものは、其適する所あるを知るべく、速に滅するものは、其適せざる所あるを知るべし、我邦維新以來萬般の事物、皆一たび變遷進化して新面目を現せりと雖も、其中には國風民情に適するものと、適せざるものあり、若し其適不適を知らんと欲せば、維新以來改正したるものにして、二十八年間相傳へ、よく今日に存するや存せざるやを見て判するを得べし、若し其物にして、果してよく國風民情に適するならば、數十年間の經驗に於て益々世に行はれざるべからず、若し又果して適せざるに於ては、愈々衰へざるべからず、

維新以後、我人の始めて用ひ來りたるもの、中に、蝙蝠傘、毛氈の類の如きは、今日にありては一人一家として之を用ひざるはなし、玻璃、洋燈の如きも同様なり、散髪サンバツの如きも今日一般に用ふる所となる、是れ其物其風の外國より入り來りしも、自然に我國の事情に適する所ありて、此の如く流行するに至れるは明かなり、之れに反して、婦人の洋服、東髪、舞蹈の如き一たび流行の傾向ありしも、忽ち衰へたるは、是れ其我國風に適せざる所あるや疑なし、故に事物流行の際其盛衰の状況を見て、其適不適を判知すべきなり、

今余か此に我國風民情に適するや否を論定せんと欲するものは、太陽曆新年制是れなり、此制度一たび我邦に實施せられてより、既に二十餘年を経過したりしも、最初は上下一般に太陽曆を用ひたりしか、其後年々舊に復して民間多くは太陰曆を用ふるに至る、余近年各縣下を周遊して地方の實況を見るに、多數の人は皆舊曆を用ひ、新曆を用ふるも表面上は什中の三四を占むるも、實際上僅に十分一位を占むるに過ぎず、尤も恭賀新年、明けまして御目出度の語は、大抵新曆一月に用ふるも、是れ唯名のみ、其實に至りては、什中九分通り舊曆を用ふるなり、是れによりて之を觀るに、新曆制新年の西洋の國風に適するも、我國の民情に適せざる所あるを知るべし、

●民間の新年

今日民間にて實際用ふる所の新年に三種あり、新曆、舊曆、中曆是れなり、中曆とは新曆の一ヶ月後れにして、一月一日の代りに二月一日を以て新年の元旦となすもの云ふ、之に純曆と名くる一種を加ふれば四種となる、雜曆とは一人一家にして新曆も舊曆も中曆も共に之を用ひ、毎年二三回つゝ新年を祝するものを云ふ、其中實際上舊曆若くは雜曆を用ふるもの最も多く、新曆を用ふるもの最も少し、其理由左の如し、

第一の理由

一説によると、今日此の如く舊曆を用ふるもの、多きは、時勢變遷の然らしむる所なり、數年前西洋主義の熾んなるに當ては、左程舊曆を用ふる者なく、よしや之を用ふるも、公然を憚るが如き勢なりしか、其後西洋主義に代りて、日本主義興るに及び、万事自ら舊に復する傾ありて、曆日も漸く舊を用ふるに至れり、而して日本主義獨り之が原因なるにあらず、從來民間にて内部は舊曆を守るも、表面には新曆を用ひたりしは、新曆は政府の曆にして、町村役場にて之を用ふるを以て、或は御上の曆、或は朝廷の曆と稱して、國民たるものは必ず守るべき義務ありと信せり、然るに政體は一變して立憲政體となり、國會の開設、町村制の實施等によりて、一國の政治は人民の輿望意志によりて定まるものなるを知り、其影響曆日の上まで及ぼし、強ちに政府の曆を用ひざるも、各自の便宜とする所の曆を用ふべきものと信し、從來新曆を守りたる者も、一變して舊曆を取るに至れり、是れ政體の變遷したる結果なりといふ、其説の可否は姑く之を措き、時勢變遷の然らしむる所とするも、新曆其物に不便なる所あるによるは明かなり、之を要するに、目下の勢、新曆を用ふる者日に減して、舊曆を用ふる者月に加はり、一國中に新、舊、中、雜の四曆並び行はれて、其不便一方ならざるなり、此の如く一國中に數種の曆あるは、他國に其例を見ざる所にして、啻に營業上、交際上に不便を與ふるのみならず、國民の一致結合上、多少の妨害あるは必然なり、是れ今日曆日を一定して、新年を一様にするの必要な所以なり、

第二の理由

今日民間に舊曆を用ふる者の多きは、唯政體の變遷、日本主義の復興に起因するのみならず、實際上大に便利なる事情あり、之に反して、新曆は不便なる事情あり、今其事情を尋るに、舊曆は大陰曆にして、月の盈虧、潮の

干満を知るに便なるによるか、是れ一部分の人民に便なるのみ、海邊にありて漁業を營むもの、多く舊曆を用ふるは、~~此理~~此理によると雖も、農民商賈の舊曆を撰ぶは、他に原因なかるべからず、即ち新曆の一月までには、一年間の農事未だ或は終らず、故に農家にては新曆の十二月中に諸支拂を爲す能はず、隨て商家も其年の中に諸勘定を取纏むる能はざれば、自然の勢、舊曆新年を撰ぶに至るべし、もと太陽曆の一月は、西洋諸國の如き、我國と大に民間の事情を異にせる國に行はるゝ曆法にして、之を我國の如き人民の八九分通り農作を本業とする國に適用せるに至りては、其不便を感ずるとあるは、敢て怪しむに足らず、且つ氣候も我と彼とは共に赤道以北に位置するも、大に其緯度、其地形を異にするを以て、寒暖の前後遲速に於て同一なる能はず、果して然らば、西洋の新年制の彼に適して、我に適せざる所あるも、當然の事ならずや、我何ぞ必ずしも新年の儀式祝賀を彼と同日に行はざるべからざる道理あらんや、

第三の理由

然るに又新曆の不便なるは、獨り農作商業の事情によるのみならず、氣候其もの事情による、我國の氣候は、新曆十二月より一月の方一層寒く、小寒大寒共に新年に入りて來り、其最も寒氣の嚴なるは、一月中旬より二月上旬の間にあり、梅花の開くは、年と地とによりて遲速ありと雖も、平均するに二月前後なり、故に新曆を用ふる時には、新年に入りて却て極寒の氣候を迎へざるべからず、夫れ一年は四季より成り、寒暖一周して其元に復す、恰も人間の一生の如し、其初めて生れてより二三十歳までは、漸く生長發育し、四十歳以後に至れば、漸く衰耗するものなり、今一年中の四時の順序も之と同じく、春夏は生育の氣を有し、秋冬は衰殺の氣を有するを以て、其年の始まりは、恰も人の生れたる時の如く、其年の終りは、死する時の如くならざるべからず、是れ獨り人情に適するのみならず、天地自然の理に然りとす、然るに新曆一月にては、大に此理に違ふ所あるを見る、之に反して舊曆、若くは中曆を用ふるときは、氷雪と共に舊年を送り、梅花と共に新年を迎へ、万物の生氣はより外に伸暢して、天地漸く新陽の光景を現示するなり、是に由て之を觀るに、他の國はいざ知らず、我邦にては舊曆、若くは中曆の方、天地自然の理に適合すと謂ふべし、

●不便の要點

以上の理由を一括して、現今の新年制の不便なる要點を示すこと左の如し、

- 第一、國民的觀念上、一を缺き、人心の團結を弱むるの不便あり、
- 第二、實際的便利上、實際上、我邦の如き農業を本とする國柄には、新曆の一月迄には到底舊年中の農事勘定等を取纏むること能はざる不便あり、
- 第三、自然的氣候上、我邦の氣候は、新曆一月以後、酷寒に達するを以て、新年に入るも、天地山河未だ此中、第一の點は第二第三兩點より起りしは明かなれば、若し幸に第二、第三の不便を除く法あらば、第一の不便の如きはちのつから消滅すべし、又第二と第三とを較するに、第三は全國民一般に關する不便にして、第二は農民のみに關する不便なるか如きも、我國民の八九分迄は農民にして自餘の商工は多く農民を待ちて生存するものなれば、農家の不便は全國民の不便となる、故に此第二第三の不便は國民一般に感ずる所なりと謂ふべし、

●舊曆の便否

是に於て今日の新年制を改めて舊曆に復すべしとの一議案あり、故に余は又舊曆制新年の不便を掲げて之に反對せんとす、

- 第一、國際上、歐米諸國、盡く新曆を用ふるに、我邦のみ舊曆を用ふるは、大に交際上の不便あり、
- 第二、習慣上、既に數十年間、舊曆を廢して新曆を用ひ來りし以上は、縱令、國民の多數は、舊曆を守るにせよ、習慣上、國民全軀をして舊曆に復せしむること能はざるの不便あり、
- 第三、氣候上、舊曆は閏月の有無によりて、大に寒暖の相違あり、故に其正月を以て新年とするときは、矢張多少氣候上の不便あり、

故に舊曆制を以て日月及新年を一定すること能はざるは明かなり、

●中曆の利害

然らば新曆、舊曆を折衷して中曆を用ふるに如かずと唱ふるものあり、余亦之れに反對を表して曰く、此折衷法を用ふるときは、實際上、氣候上に有害する不便不利は、多少除去し得るも、其名義に於て未だ我人を満足せしむること能はず、何者、此制によるるときは、國際的關係上、如何なる便益ありや、或は國民的觀念上、如何なる功ありや、蓋し此等の點に關しては寸分の利益を見ざるや明かなり、若し夫れ雜曆に至ては、言を待たずして人よく其利害を判すべし、

●余の一案

是に於て余は更に一案を提出して曰く、曆日はすべて新曆を用ひ、新年の儀式は獨り二月十一日即ち紀元節に於て行ふべし、而して其前夕即ち二月十日を以て除夜とすべし、

今其意を再述すれば、日用上公私一般に月日を記するは、すべて新曆即ち太陽曆を用ひ、年末の勘定取引及新年の儀式裝飾は、必ず紀元節を用ふることは是なり、紀元節は二月十一日なれば、其時までには農事も諸勘定も悉皆取纏むるを得べく、上下一般に氣樂安心して、目出度松飾の下に屠蘇を傾けて、新年を祝するを得べし、

●紀元制新年

之を要するに、今日行はるゝ新年制に四種あり、
一、新曆制新年 二、舊曆制新年 三、中曆制新年 四、雜曆制新年
之に對して余の案出せる新年制は紀元制新年と名くべし、

●紀元制の方法

我邦にては、古來年號を用ひて紀元を用ひざれども、紀元は我邦の萬國に卓絶する一種無類の國體を示すものにして、毎年之を用るときは、神武天皇より本年、即ち明治廿八年迄、二千五百五十五年、其間一統連續として天壤と共に窮りなき國體の存することを忘れざらしむるを得べし、因て我邦にありては、國民一般に毎年年號と紀元とを並び用ふべし、年號は今日の如く太陽曆によりて推歩し、紀元は二月十一日を以て其數を改め、明治二十八年二月十日は紀元二千五百五十四年の最後にして、二月十一日は紀元二千五百五十五年の初日となすべし、此紀元の初日に新年の儀式を行ひ、紀元最後の日に除夕の祭事を行ふべし、七日の節句は二月十七日に行ひ、十五日の粥は二月十五日に煮るべし、而して年號の初日、即ち一月一日は、之を改曆の祝日として一日の休日置き、其他の新年休日は皆紀元節に移すべし、然るときは民間に實際の便利を與ふるのみならず、我皇室國體の萬國に卓絶する所以を國民中に紀念せしめ併せて海外に宣揚せしむる助となるべし、

●紀元制の便利

今此方法によりて來す所の便利の諸點を列舉すれば、左の如し、

- 第一、國際上 曆日は新曆即ち太陽曆を用ふるを以て、歐米諸國と交際するに一定の曆日を有するの便あり、
- 第二、國體上 紀元節を新年とするときは、自然に我邦に一種無類の國體の存することを人民の心中に紀念する一助となり、國家的觀念を養成し得るの便あり、
- 第三、實際上 農業諸事、盡く舊年中に結了して新年を迎ふるの便あり、
- 第四、習慣上 表面には新曆の日月を用ひ、裏面には舊曆、中曆の便利を參酌し、新舊兩習慣を共に維持するの便あり、
- 第五、氣候上 小寒も大寒も既に過ぎ去りて、梅花枝上、黃鳥を迎ふるの時節なるの便あり、

紀元制新年は、新曆舊曆等に比するに其便利を有すること此の如く大なり、

●全論の歸結

果して然らば新年の制たるや、此紀元制を外にして其法あるべからず、且つ夫れ此制は、我邦の紀元節をして一層目出度日となすを得べし、殊に此日は紀元節として祝すべき日なるのみならず、憲法發布の日として永く紀念すべき日なれば、此日に於て新年の儀式を行ふは、實に國風民情に適合するものと謂ふべし、若し果して本年より此制を實行すれば、明治廿八年の新天地に於ける日本帝國を子孫百世に紀念せしむる便益あり、余曾て我邦年中的大祝日は、紀元節、天長節の二期なれば、名實共に此日に於て大祝意を表し、以て舊時の益正月の如く、西洋の耶蘇降誕日、昇天日の如くせんことを欲せしを以て、此に新年を紀元節に移すの議案を提出するに至る、今や、日清戦争も不日、其局を結ひ、舊日本更に去りて、新日本亦將來來らんとす、宜く此機に乗して斷然、新年變更を實施すべし、是れ余か同胞四千万の賛成を望む所なり、

非賣品

明治二十八年二月廿六日印刷
三月廿八日發行

著述者兼發行者

印刷者

印刷所

井上圓了
東京市本郷區駒込蓬萊町二十八番地

根岸高光
東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目廿三番地

株式會社 秀英舎 第一工場
東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目十二番地